

ご利用の手引き

資金名	長期資金（協調支援型特別貸付）		
目的	プロパー融資と保証付き融資を組み合わせることにより、中小企業者の多岐にわたる経営課題解決への取り組みに資する		
融資対象者	<p>県内で事業を営む中小企業者等で、協調支援型特別保証制度の申込人資格要件<sup>*</sup>を満たす者          [その他のポイント①]</p> <p>[※協調支援型特別保証制度の申込人資格要件（概要）]          次の①又は②のいずれかに該当する者。</p> <p>① 申込金融機関から本貸付の実行と原則同時に本貸付の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること</p> <p>② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと</p>		
資金使途	設備資金、運転資金及び借換資金 [その他のポイント②]		
借換	既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]		
融資条件	利率	年2.15%（固定）	期間 設備 10年以内（うち据置3年以内） 運転・借換 10年以内（うち据置1年以内） [その他のポイント③]
	限度額	1企業 2.8億円 1組合 4.8億円	預託 あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける	
	特別保証制度等	協調支援型特別保証制度に対応	
	責任共有制度	対象	
	保証料率	協会所定の保証料率に対し、国が保証料補助を行う [その他のポイント④]	
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）	
	担保	保証協会の定めによる	
申込先	取扱金融機関		
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）		
添付書類	② 協調支援型特別保証制度所定の申込人資格要件申告書兼誓約書 [その他のポイント⑤] ③ 協調支援型特別保証制度所定の経営行動計画書（上記申込人資格要件②の場合） [その他のポイント⑤] ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類		
融資フロー	<p>（申込人資格要件②の場合）期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑥]</p>		
その他のポイント	① 国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは協調支援型特別保証制度要綱に依拠します。協調支援型特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。		

- ② 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ③ 設備資金と運転資金又は借換資金を併用して申し込む場合は、据置期間は3年以内となります。
- ④ 協調支援型特別保証制度要綱の規定に基づき、所定の信用保証料率に対し、下記のとおり国が信用保証料補助を行います。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。  
ア 申込人資格要件①の場合、保証申込日に応じて下記の表1から2の料率が適用されます。

〔表1〕申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.63%	0.58%	0.51%	0.45%	0.38%	0.33%	0.26%	0.20%	0.15%
事業者負担	1.27%	1.17%	1.04%	0.90%	0.77%	0.67%	0.54%	0.40%	0.30%

〔表2〕申込日が令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.47%	0.43%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%
事業者負担	1.43%	1.32%	1.17%	1.02%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%

- イ 申込人資格要件②の場合、上記の表2の料率が適用されます。
- ⑤ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑥ 申込人資格要件②の場合、金融機関は、協調支援型特別保証制度要綱の定めるところにより、事業計画の策定支援や継続的な経営支援等を行う責務を負います。  
〔協調支援型特別保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）〕  
ア 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。  
イ 中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。  
ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告する。  
エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。